

## 第13編 港 湾 編

京都府が発注する港湾工事については国土交通省港湾局編集の「港湾工事共通仕様書（平成 29 年 3 月）」（以下「港湾共通仕様書」という）によるものとするが、「1 章総則」のうち下記の事項については、港湾共通仕様書に優先して本文を適用するものとする。  
また、港湾共通仕様書に定めがなく、土木工事共通仕様書に定めのある項目（道路・橋梁等の陸域工事）についてはこれを適用するものとする。

港湾工事共通仕様書項目	適用内容
総則	
1-1-1 適用	「土木工事共通仕様書 1-1-1-1 適用」を適用するものとする。
1-1-2 用語の定義 1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義」を適用するものとする。
1-1-4 請負代金内訳書及び工程表の提出	「土木工事共通仕様書 3-1-1-2 請負代金内訳書、3-1-1-3 工程表」を適用するものとする。
1-1-5 施工計画書 1.	（４）「主要船舶機械」は「主要船舶機械」及び「指定機械」と読み替えて準用するものとするものとする。 （14）「交通管理」を港湾共通仕様書に追加して準用するものとするものとする。 （15）「段階確認、随時検査計画」を港湾共通仕様書に追加して準用するものとするものとする。
	2. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書 2.」を適用するものとする。
	3. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書 3.」を適用するものとする。
1-1-6 工事实績情報（工事实績データ）の作成・登録	「土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録」を適用するものとする。
1-1-8 工事用地等の使用 1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 1.」を適用するものとする。
	2. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 2.」を適用するものとする。
	3. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 3.」を適用するものとする。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 6.」を追加するものとする。
1-1-10 工事の下請負	「土木工事共通仕様書 1-1-1-12 工事の下請負」を適用するものとする。
1-1-11 施工体制台帳の作成	「土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳」を適用するものとする。
1-1-12 施工体系図の作成	
1-1-13 技術者の確認	「技術者の確認」は削除する。
1-1-15 調査・試験等 1.	「1-1-15 調査・試験等 1.」は削除する。

第13編 港湾編

	2.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協力1.」を適用するものとする。
	3.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協力5.」を適用するものとする。
1-1-16 工事の一時中止	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-16 工事の一時中止1.」を適用するものとする。
	4.	「発注者に」を「監督職員を通じて発注者に」と読み替えて準用するものとする。
1-1-17 設計図書の変更		「土木工事共通仕様書 1-1-1-17 設計図書の変更2.」を追加する。
1-1-18 工期変更	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-18 工期変更1.」を適用するものとする。
	2.	「第18条第5項」を「第18条第5項及び第19条」に読み替えて準用するものとするものとする。
	3.	「第19条」を「第20条」に読み替えて準用するものとするものとする。
1-1-19 支給材料及び貸与	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-19 支給材料および貸与品1.」を適用するものとする。
	2.	「1-1-19 支給材料及び貸与物件2. 3. 4.」は削除する。
1-1-20 現場発生品	3.	「1-1-20 現場発生品3.」は削除する。
1-1-22 監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	1.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等1.」を適用するものとする。
	3.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等3.」を適用するものとする。
	4.	「検査」を「検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。
	5.	「検査」を「検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。
	6.	「材料検査」を「材料検査（確認を含む）」に読み替えて準用するものとする。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等7.」を追加する。
1-1-23 工事完成図		「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。
1-1-24 工事完成検査	1.	「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。
	2.	「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。

第13編 港湾編

	4.	「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとする。
	5.	「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとする。
	6.	「1-1-24 工事完成検査 6. 7. 8.」は削除する。 「土木工事共通仕様書 1-1-1-22 工事完成検査 6.」を追加する。
1-1-25 既済部分検査等	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-23 部分払検査」を適用するものとする。
	2.	「土木工事共通仕様書 3-1-1-7 随時検査」を適用するものとする。
	3.	「1-1-25 既済部分検査等 3.」は削除する。
1-1-27 部分使用	2.	「監督職員による」を「随時検査又は監督職員による」に読み替えて準用するものとする。
1-1-30 文化財の保護	1.	「土木工事共通仕様書 1-1-1-33 文化財の保護」を適用するものとする。
1-1-31 諸法令、諸条例の遵守	1.	(1) 「会計法」を「地方自治法」と読み替えて ( ) 駐車場法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号) ( ) 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号) ( ) 緊急失業対策法 (昭和 24 年法律第 89 号) ( ) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) ( ) 漁業法 (昭和 24 年法律第 267) ( ) 空港整備法 (昭和 31 年法律第 80 号) ( ) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) ( ) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) ( ) 航路標識法 (昭和 24 年法律第 99 号) ( ) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 法律第 48 号) ( ) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) ( ) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号) ( ) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) ( ) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) ( ) 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) ( ) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) ( ) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) ( ) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) ( ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号) ( ) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) ( ) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) ( ) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号) ( ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

第13編 港湾編

		(平成 17 年法律第 18 号) ( ) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) ( ) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) ( ) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号) を港湾共通仕様書に追加し適用するものとする。
1-1-32	官公庁等への手続き	2. 3.
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-37 官公庁等への手続等 2. 3. 」を適用するものとする。  「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。
1-1-33	第三者への説明等	2. 3. 5.
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-37 官公庁等への手続等 6. 」を適用するものとする。  「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。  「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。
1-1-34	施工時期及び施工時間の変更	1. 2.
		「特記仕様書」を「設計書」に読み替えて準用するものとする。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-38 施工時期及び施工時間の変更 2. 」を適用するものとする。
1-1-35	工事の測量	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 工事測量」を適用するものとする。
1-1-37	損害	1.
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-40 不可抗力による損害 1. 」を適用するものとする。
1-1-39	保険の付保及び事故の補償	3. 6.
		「1-1-39 保険の付保及び事故の補償 3. 」は削除する。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-42 保険の付保及び事故の補償 5. 」を適用するものとする。
1-1-40	臨機の措置	1.
		「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。
1-1-43	現場技術員 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 3-1-1-4 現場技術員」を追加する。
1-1-44	現場代理人 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-11 現場代理人」を追加する。
1-1-45	特許権 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-41 特許権等 1. 」を追加する。
1-1-47	公共工事等における新技術活用の促進 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協力 6. 」を追加する。
1-1-48	適用すべき諸基準 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-44 適用すべき諸基準」を追加する。
1-1-49	暴力団等の排除 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-45 暴力団等の排除」を追加する。
1-1-50	測点の明示 (追加)	
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-47 測点の明示」を追加する。
施工管理		
1-2-2	現場管理	3.
		「土木工事共通仕様書 1-1-1-32 環境対策 6. 」を適用す

第13編 港湾編

		るものとする。 「土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理 4.、1-1-1-30 後片付け」を適用するものとする。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 交通安全管理 1. 2. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13、3-1-1-9 交通安全管理」を追加する。
1-2-3	主任技術者（監理技術者）	「土木工事共通仕様書 1-1-1-10 適正な技術者の配置」を適用するものとする。
1-2-6	工程管理	「土木工事共通仕様書 1-1-1-8 工期の設定」を適用するものとする。
1-2-7	品質管理	1. 「港湾工事情質管理基準」を「港湾工事情質管理基準」及び京都府が定める「品質管理基準」に読み替えて準用するものとする。
1-2-8	出来形管理	1. 「港湾工事出来形管理基準」を「港湾工事出来形管理基準」及び京都府が定める「出来形管理基準」に読み替えて準用するものとする。
1-2-9	写真管理	1. 「港湾工事写真管理基準」を「港湾工事写真管理基準」及び京都府の定める「写真管理基準」に読み替えて準用するものとする。
1-2-10	環境保全	2. 「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 1-1-1-32 環境対策 1.2.8.」を追加する。
1-2-11	建設副産物	2. 「監督職員に」を「完成検査時にこれらを」に読み替えて準用するものとする。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-21 建設副産物 7.8.9.」を追加する。
1-2-14	施設管理（追加）	「土木工事共通仕様書 1-1-1-35 施設管理」を追加する。
安全管理		
1-3-1	適用	1. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保 1.」を適用するものとする。  2. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保 17.」を適用するものとする。  「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保 2.3.5.6.10.11.12.13.14.16.17.18.19.20.21、3-1-1-8 工事中の安全確保」を追加する。
1-3-3	安全教育及び安全訓練等の実施	3. 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保 10.」を適用するものとする。
1-3-5	火薬類の使用及び火災の防止	「土木工事共通仕様書 1-1-1-29 爆発及び火災の防止」を適用するものとする。
1-3-6	事故災害報告	「土木工事共通仕様書 1-1-1-31 事故報告書」を適用するものとする。